

議 事 日 程 (平成29年9月8日第1日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 会期決定
- 日程第3 議 第31号 教育委員任命につき同意を求める件
- 日程第4 議 第32号 安八町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協
定について
- 日程第5 議 第33号 訴えの提起について
- 日程第6 議 第34号 安八町空家等の適正管理に関する条例制定について
- 日程第7 議 第35号 安八町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定につ
いて
- 日程第8 議 第36号 安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運
営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定
について
- 日程第9 議 第37号 平成29年度安八郡安八町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議 第38号 平成29年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算
(第2号)
- 日程第11 議 第39号 平成29年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予
算(第1号)
- 日程第12 認定第1号 平成28年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定につ
いて
- 日程第13 認定第2号 平成28年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決
算の認定について
- 日程第14 認定第3号 平成28年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出
決算の認定について
- 日程第15 認定第4号 平成28年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について
- 日程第16 認定第5号 平成28年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出
決算の認定について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 山 中 美恵子

○出席議員(10名)

1番 西松幸子 2番 碓井昭夫 3番 西松 巖
4番 安井 忠 5番 小川文雄 6番 大平文雄
7番 岩田讓治 8番 古澤榮一 9番 山中美恵子
10番 渡邊明博

○欠席議員（なし）

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	堀 正	副 町 長	岡 田 武 史
教 育 長	渡 邊 均	危機管理調整監	臼 井 宏 孝
建設調整監	橋 本 典 和	総 務 課 長	坂 優
企画調整課長	大 平 共 美	会計管理者兼 税 務 課 長	堀 芳 弘
住民環境課長	吉 村 等	福 祉 課 長	坂 和 由
建設課長兼 S I C建設推進室長	岡 田 立	産 業 振 興 課 長	西 松 博 美
生涯学習課長	安 井 孝 行	学 校 教 育 課 長	河 合 一

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	山 田 靖	書 記	定 益 直 子
書 記	馬 淵 佑 司		

(開会時間 午前10時00分)

議 長 皆さん、改めましておはようございます。

9月に入りまして、大分秋めいてまいりました。

ただいまから第3回安八町議会定例会初日を開会いたしますので、よろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員は10名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第3回安八町議会定例会を開会いたします。
本日の会議をこれから開きます。

議 長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、6番 大平文雄君、7番 岩田讓治君に指名をいたします。

議 長 日程第2、会期決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月21日までの14日間にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月21日までの14日間
にすることに決定をいたしました。

議 長 町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

町長 堀正君。

町 長 改めまして皆さん、おはようございます。

本日、平成29年第3回安八町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙のところ御参集を賜り、まことにありがとうございます。

日ごろ、町政の運営には格別の御理解並びに御協力を賜っておりますことを、心より感謝申し上げます。

昨年は、安八町にとりまして決して忘れることのできない長良川の堤防決壊という大災害を経験した1976年、昭和51年の9・12豪雨災害から40年が経過した年でありました。とうとい人命が犠牲となっており、安八町では例年

のとおり来週12日に決壊現場におきまして安全祈願祭を開催し、御冥福と安八町の安全を祈りたいと思います。

また、先日の安八町総合防災訓練では、東海・東南海を震源とした地震が発生し、その直後に内陸型地震が複合して発生し、安八町で震度6強を計測した訓練想定のもと、避難所設営図上訓練や、災害資機材取り扱い訓練などが行われました。

一般的に、災害の発生から救助の到着までは3日間、72時間を要すると言われており、そのため、自分の命は自分で守る、自分たちの地域は自分たちで守る自助・共助が災害発生直後には最も重要視されます。

今回の防災訓練を通じまして、行政機関や消防団などによる公助を加え、自助・共助・公助の連携による災害発生時の協働体制の確立を図るとともに、自主防災組織の重要性を再認識し、防災に対する住民意識の高揚、並びに地震発生時の災害対策活動などを習得できたものと感じました。

さて、本日提案いたしております主な案件ですが、任期満了に伴う教育委員の任命同意を初め、長良川株式会社に対する土地の明け渡しを求める訴えの提起、空き家などの適正管理に伴う条例制定、個人情報保護条例などの条例改正、また平成29年度一般会計、特別会計補正予算、平成28年度の決算認定など、合わせて14議案でございます。

個々の案件につきましては、会計管理者及び担当課長から説明させていただきますので、十分御審議をいただきまして適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

議長 御苦労さまでございました。

これより議案の提案審議に入りますが、提案説明をされる方をお願いを申し上げます。説明は、簡潔明瞭をお願いいたします。

議長 日程第3、議第31号 教育委員任命につき同意を求める件を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長 堀正君。

町長 それでは、私のほうから議第31号につきまして提案説明をさせていただきます。

議第31号 教育委員任命につき同意を求める件。

本町教育委員を次のとおり任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定に基づき、本町議会の同意を求めるものとする。

平成29年9月8日提出、安八郡安八町町長 堀正。

記といたしまして、住所、安八郡安八町東結128番地。氏名、岡田富雄。生年月日、昭和27年9月4日生まれ。

それでは、提案の内容につきまして説明をさせていただきます。

今回、提案させていただきます岡田富雄さんは、今月末をもちまして任期満了となります。平成25年10月より1期4年にわたり、本町教育委員としてお世話になってまいりました。

岡田富雄さんは、今月の4日に65歳を迎えられました。まだまだお若い方でございます。大学卒業後、化粧品関係の企業で長年研究職という立場で仕事をされてこられた方で、非常に豊富な経験をもとに4年間さまざまな分野で御提言や御指導をいただいております。

引き続き、教育委員としてお世話になり、さらなる御活躍を期待しておりますので、提案申し上げ、任命の同意をお願いするものでございます。

どうぞ御理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 本件については、質疑及び討論を省略し、採決を行います。

本件について、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第31号は原案どおり同意いたしました。

議長 日程第4、議第32号 安八町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

建設課長兼S I C建設推進室長 岡田立君。

建設課長兼S I C建設推進室長 それでは、議第32号につきまして、議案の朗読並びに御説明を申し上げます。

議第32号 安八町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定につ

いて。

次のとおり、安八町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定を締結するものとする。

平成29年9月8日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、1. 協定の目的、安八浄化センターの建設工事委託。

1. 工事の場所、安八町牧3838番地。1. 工事の概要、電気工事一式。1. 委託契約金額、2億3,300万円。1. 協定の相手方、東京都文京区湯島二丁目31番27号、日本下水道事業団理事長 辻原俊博。

浄化センターの受電・変電設備、監視制御設備、計装設備等が設置されてから20年以上経過しており、経年劣化による修繕等が頻発しております。さらに、修理部品等の保存期間も終了するということを受けまして、関係する機器の更新の工事を日本下水道事業団に全面委託するため、この協定を締結するものでございます。

なお、工期は2019年の3月末を予定しております。

以上、御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

議 長 本件について、質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第32号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第5、議第33号 訴えの提起についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長 堀正君。

町 長 それでは、議第33号につきまして、提案説明させていただきます。

まず、議案を朗読させていただきます。

議第33号 訴えの提起について。

町は、次のとおり土地賃貸借契約期間満了に伴う土地の明け渡しの請求の

訴えを岐阜地方裁判所に提起することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

平成29年9月8日提出、安八郡安八町長 堀正。

記といたしまして、1. 被告となるべき者、岐阜県安八郡安八町大森59番地、長良川株式会社、代表取締役 正村公一。

2. 請求の趣旨。

(1)被告は、岐阜簡易裁判所平成24年（ユ）第13号事件に係る平成26年12月22日付調停調書において確認された町との間の賃貸借契約の対象となっている土地にある建物及び芝等を収去し、賃貸借契約土地を明け渡せ。

(2)被告は、平成29年6月1日から本件土地明け渡し済みに至るまで、1カ年、金1,117万6,000円の割合による金員を支払え。

(3)訴訟費用は被告の負担とするとの判決及び仮執行の宣言を求める。

3. 授権事項等。町は必要に応じて次の行為をすることができる。

(1)和解。

(2)本件訴訟の不提起。

(3)本件訴訟の取り下げ。

(4)上訴、またはその取り下げ。

(5)その他、請求の内容を実現するため。

この提案の背景につきまして、説明をさせていただきます。

長良川株式会社が経営する安八カントリーゴルフ場は、昭和40年代に安八町が主体となって開発され、昭和54年に営業開始をいたしました。河川敷をゴルフ場という営利性の高い事業に使うことから、当時の建設省は、安八町が主導性を持ち、公共的な性格で会社を運営することを求め、許可がされました。

当初は18ホールで計画されましたが、地権者の一部と合意ができず、9ホールでのオープンとなりました。その結果、コース北側に未使用地が発生しましたが、将来的に拡張する可能性もあり、当初計画された全域での賃貸借契約が昭和48年から開始されました。

この賃貸借契約は、地権者からの申し入れで開始されましたが、その際、地権者と長良川株式会社との直接契約ではなく、安八町が地権者から借り受け、それを長良川株式会社に又貸しする三者契約の形態がとられ、現在まで

至っています。

全国的にゴルフ場経営が厳しさを増す中で、当ゴルフ場も20年前と比較しまして4割ほど来場者が減少してきており、非常に厳しい状況化に置かれております。

そのような状況の中で、過去の賃貸借契約の更新時には、貸し手側の地権者と借り手側の長良川株式会社との間に賃料に対する考えに大きな隔たりがあり、両者の間にある安八町がその都度調整を図りながら契約を締結してきました。

この三者契約で最後に交わした賃貸借契約は、本年平成29年5月31日をもって期間満了となりました。この最終契約期間中において、長良川株式会社より2度にわたり大幅な賃料減額の申し立てがなされ、それまでとは違い、調停という場において協議をしてきましたが、短期間かつ大幅な賃料の値下げや会社経営の不明瞭さなどにより、地権者から信用失墜に基づく賃貸借更新拒絶の強い意志がありました。

このような経緯の中で、本年5月に期間満了を迎える際には、地権者側から長良川株式会社に対して土地を又貸しすることは認めない旨などを記載した確認書が安八町に提出されました。会社側に対する強い不信感が背景にあります。

こうした状況の中で、安八町は長良川株式会社との契約更新は無理と判断し、会社側に対して契約更新を拒絶する旨を通告、さらに明け渡しを求める通告書類を提出しました。

6月1日以降も当ゴルフ場は営業を続けていますが、これは不法占拠に相当し、安八町側からは明け渡しと速やかに原状に復することを引き続き求めています。更新拒絶が正当性を欠く、明け渡し、現状回復の考えなしとの意思表示が長良川株式会社からされています。もはや、この問題は司直の手に委ね、その中で解決するしかないと最終的に判断をしました。

長良川河川敷を有効活用し、地権者、経営者、そして安八町にも恵みをもたらす三方よしの経営を目指し、先人の方々がゴルフ場の開発から運営に心血を注いでこられました。この先人の方々の意思に応えるべく、地域の方々に愛されるゴルフ場としてこれからも末永く活用していただくために、本訴訟を提起するものでございます。

何とぞ、御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま議題となっております議第33号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第33号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議 長 日程第6、議第34号 安八町空家等の適正管理に関する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 坂優君。

総務課長 議第34号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第34号 安八町空家等の適正管理に関する条例制定について。

安八町空家等の適正管理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年9月8日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、空家等対策の推進に関する特別措置法が制定されたことを踏まえ、空き家等の所有者等の責務、各種行政指導及び行政代執行等の措置を規定することにより、空き家等の適正管理を総合的に推進するために本条例を制定するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町空家等の適正管理に関する条例。

以下は条例本文でございます。

第1条につきましては、目的です。本条例によりまして、町民等の生命、身体及び財産の保護、並びに生活環境の保全を図ろうとするものでございます。

第2条は、用語の意義を説明するものでございます。

第3条から、本条例の主な内容となります。

初めに、所有者等の責務を定めております。空き家等の所有者等は、空き家等が特定空き家等にならないように、みずからの責任において適切な管理をしなければなりません。

これに対しまして、第4条、町の責務といたしまして、空き家等の発生の予防、利活用の促進並びに管理不全な状態の防止を図るために、必要な施策

を総合的かつ効率的に推進しなければならないと定めております。

第5条以下では、それらを推進するための空き家等の所有者等に対して町が行います措置の手順を定めているものでございます。

最初に、適正な管理が行われていないという空き家等に関します町民等からの情報提供を求めるものでございます。

10ページをお願いいたします。

第6条、空き家に対する立入調査等といたしまして、現地確認し、適切な管理が行われているかどうかの状態調査を行います。

第7条、特定空き家であるか否かの決定及び取り消しを行います。

第8条、特定空き家に対して是正の助言、そして指導を行います。

第9条、なおも管理不全状態にあります場合には、勧告を行います。

11ページをお願いいたします。

第10条、第11条で、勧告に対します命令を行います。その命令の内容について、標識の設置及び公表を行います。

第12条では、命令に従わない場合、代執行を行うこととなります。

以上の手順で、町は措置を行うこととなります。

12ページをお願いいたします。

また、立入調査等の結果、緊急を要する案件につきましては、第13条に定めますように、緊急安全代執行措置ができるとするものでございます。

第14条では、これらの措置を行う際には専門的知識を持つ有識者から意見を求めるなどし、慎重なる判断を行うよう定めるものでございます。

附則をごらんください。

この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第34号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第34号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第7、議第35号 安八町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定

についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 坂優君。

総務課長 議第35号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第35号 安八町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について。

安八町個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年9月8日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

安八町個人情報保護条例（平成17年安八町条例第2号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明をいたします。

議案資料の1ページをお開きください。

安八町個人情報保護条例の新旧対照表です。

法改正に伴いまして、個人情報の保護を図りつつ、利活用を促進することを目的に、個人情報の定義の明確化、及び要配慮個人情報の定義及び取り扱いについて改正を行います。

第2条では、個人情報の定義を上位法であります個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法と同じ定義となるよう、文言の修正、項及び号の整理、及び以下の事項を追加しております。

第2項第2号では、個人識別符号を追加しております。この個人識別符号とは、対象者ごとに異なるようつけられました符号、例えばマイナンバーや運転免許証番号、旅券番号などがございます。さらに、身体的特徴、例えば指紋認証データ、顔認識データなど、コンピューターで使用するために変換された符号など、そのものから特定の個人を識別することができるものをいうものがございます。

第3項では、要配慮個人情報を追加しております。要配慮個人情報とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により被害をこうむった事実、その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取り扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める記述等が含まれる個人情報でございます。

2ページをお願いいたします。

第6条第2項第1号及び第10条第1項第6号におきましては、先ほどの第2条、個人情報の定義に加えられました要配慮個人情報を加えまして、保管の制限や取り扱い事務の届け出につきましても同様の取り扱いとするよう定めるものでございます。

本文に戻っていただきまして、附則をお願いいたします。

本条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第35号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第35号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第8、議第36号 安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

福祉課長 坂和由君。

福祉課長 議第36号につきまして、朗読並びに説明申し上げます。

議第36号 安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年9月8日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございますが、子ども・子育て支援法施行規則等の改正に伴い、

本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年安八町条例第11号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料にて御説明申し上げます。

議案資料の3ページをごらんください。

条例の新旧対照表、左が改正前、右が改正後でございます。

本条例は、幼稚園や保育所の施設運営及び小規模保育や事業所内保育などの運営に関して、その基準を定めるものでございます。

このたび、本条例が基準として準拠している上位法の子ども・子育て支援法施行規則が改正されました。

第8条関係では、義務であった支給認定証の交付が任意化されたことに伴い、事務手続に変更が生じました。この内容を規定するため、改正するものでございます。

また、第15条では、認定こども園法の一部改正により認定に係る事務及び権限が都道府県から指定都市へと移譲されることに伴い、引用していた条項にずれが発生しました。これを修正するよう、第9項から第11項へと改正するものでございます。

日程議案書の19ページの末尾のほうに戻っていただきまして、附則として、この条例は公布の日から施行いたします。ただし、第15条の規定につきましては、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第36号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第36号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということに決定をいたしました。

議長 日程第9、議第37号 平成29年度安八郡安八町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

順次お願いいたします。総務課長 坂優君。

総務課長 議第37号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第37号 平成29年度安八郡安八町一般会計補正予算（第2号）。

平成29年度安八郡安八町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,672万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ61億2,250万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年9月8日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、23ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正、単位は1,000円でございます。

23ページは歳入、24ページは歳出でございます。

いずれも補正前の額61億578万8,000円に1,672万円を追加し、61億2,250万8,000円とするものでございます。

25ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正、単位は1,000円でございます。

補正後の起債の目的、起債の方法、利率、償還の方法については変更がございません。

臨時財政対策債の限度額を7,670万円減額し2億6,330万円とし、公共事業等債の限度額を1,240万円減額し3億2,460万円とし、地方債合計を8,910万円減額し5億8,790万円とするものでございます。

1枚はねていただきまして、26ページをお願いいたします。

事項別明細、2. 歳入でございます。単位は1,000円です。

特定財源につきましては、歳出で説明をさせていただきます。

26ページ最下段、款、繰入金、項、基金繰入金、目、財政調整基金繰入金、

補正額9,855万1,000円は、本補正によります財源調整のため、基金から繰り入れを行うものでございます。

27ページ、最下段をお願いいたします。

款項ともに町債、目の臨時財政対策債、補正額、減額の7,670万円につきましては、地方交付税等の額が確定したことに伴いまして、減額を行うものでございます。

1枚はねていただきまして、28ページをお願いいたします。

3. 歳出、単位は1,000円でございます。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額287万5,000円、財源は全て一般財源でございます。総務管理事務経費230万7,000円は、長良川(株)に対する訴訟費用として、12役務費、手数料といたしまして印紙代14万7,000円と、13委託料、業務委託といたしまして、弁護士費用216万円を計上するものでございます。

次に、地区行政執行経費56万8,000円は、地区集会所設置補助金といたしまして、2地区の地区集会所改修工事に対します補助金を計上するものでございます。

議 長 続きまして、福祉課長 坂和由君。

福祉課長 続きまして、同じく28ページの下段をごらんください。

款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費、補正額に増減はございません。職員1名の退職を臨時職員にて補充するための予算の組み替えでございます。

続きまして、目、老人福祉費、補正額、増額の32万4,000円、節区分の備品購入費は、ひとり暮らし高齢者の増加に伴い、不足する緊急通報装置の購入経費で、5台の台数でございます。

続いて、目、身体障がい者福祉費、補正額、増額の341万8,000円、節区分の扶助費は、あすなろの園の利用負担に対して軽減助成するものでございます。特定財源のその他、使用料70万円は現年度分の利用料、そして諸収入の271万8,000円は過年度分の利用料分でございます。

続きまして、29ページのほうをごらんください。

目、後期高齢者医療費、補正額、増額の1,651万9,000円、節区分の負担金、補助及び交付金の負担金は、平成28年度療養給付費の確定に伴う不足分を追

加負担するものでございます。

議長 続きまして、産業振興課長 西松博美君。

産業振興課長 産業振興課分につきまして、歳出で説明をさせていただきます。

29ページの中段をお願いいたします。

項の農業費から説明をいたします。

目の農業振興費、補正額は、事業の水田農業構造改革対策事業、補正額30万円、事業の営農組織支援推進事業、補正の増額98万8,000円です。特定財源は、県支出金の元気な農業産地構造改革支援事業補助金107万7,000円の増、水田農業構造改革市町村推進補助金30万円です。計137万7,000円です。

節の7賃金30万円につきましては、水田台帳及び農地台帳の修正入力作業を行うものです。

節の19負担金、補助及び交付金は、補助金98万8,000円です。今年度に限り、県の補助率が4分の1から3分の1に上がることによる増額です。補助する組織は、農事組合法人あんばち北部とむすぶ営農でございます。

議長 最後に、建設課長兼S I C建設推進室長 岡田立君。

建設課長兼S I C建設推進室長 それでは、続きまして議案書29ページをお願いいたします。

中段でございしますが、款、農林水産業費、項、農業費、目、農地費、補正額458万6,000円でございます。財源内訳は、特定財源、地方債220万円と、残り一般財源でございます。節区分は19の負担金、補助金及び交付金で458万6,000円、県営かんがい排水事業、揖斐川以東用水パイプライン化事業の施工延長が延伸したため、県への負担金が増額となるものでございます。

続きまして、その下段、款、土木費、項、道路橋りょう費、目、道路維持費、補正額、減額の192万円でございます。財源内訳は、特定財源、国庫支出金、社会資本整備総合交付金の減額が105万6,000円、地方債、減額の70万円、残り一般財源の減額でございます。これらにつきましては、社会資本整備総合交付金の額の決定に伴いまして減額調整するもので、全て委託料の減額でございます。

30ページをお願いいたします。

2段目でございます。款、土木費、項、都市計画費、目、都市計画整備事業費、補正額、減額の1,037万円でございます。内訳は、特定財源、国庫支

出金、社会資本整備総合交付金が減額の1,890万4,000円、地方債、減額の1,390万円、その他として、スマートインターチェンジ建設基金繰入金の増額2,243万4,000円でございます。主に、社会資本整備総合交付金の額の決定に伴う減額と、スマートインターチェンジ建設事業並びにアクセス道路事業で、町単独施行分が発生したため、調整するものでございます。節区分といたしましては、15の工事請負費で、減額の1,737万円、22の補償、補填及び賠償金で700万円の増額となります。

以上、平成29年度安八郡安八町一般会計補正予算（第2号）につきまして、御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第37号は会期内の各常任委員会とスマートインターチェンジ建設促進特別委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第37号は会期内の各常任委員会とスマートインターチェンジ建設促進特別委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第10、議第38号 平成29年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 議第38号を朗読説明申し上げます。

議第38号 平成29年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

平成29年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ345万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億9,119万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月8日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、33ページでございます。

第1表 歳入歳出予算補正、単位はいずれも1,000円です。上段が歳入、下段が歳出でございます。歳入歳出とも合計額でございますが、補正額345万9,000円、計18億9,119万3,000円になります。

1枚はねていただきまして、34ページ、歳入内訳でございますが、歳入が特定財源のため、次の表の35ページの歳出で御説明申し上げます。

35ページ、3. 歳出、款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額32万4,000円、節区分、委託料のうち、業務委託32万4,000円は国民健康保険事務経費で、事業報告システムの改修委託経費でございます。

財源区分として国庫支出金345万9,000円でございますが、このうち、32万4,000円は先ほどの事業報告システム、そしてまた残りの313万5,000円は、当初予算で計上させていただきました国保情報集約システムが国庫補助金の対象となったため、一般財源から特定財源区分へ変更するものでございます。

下段の款項目とも予備費でございますが、補正額313万5,000円、こちらにつきましては、財源調整を行うものでございます。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいま議題となっております議第38号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第38号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第11、議第39号 平成29年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 議第39号を朗読説明させていただきます。

議第39号 平成29年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

平成29年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、

次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ419万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,019万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月8日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

いずれも単位は1,000円で、上段が歳入、下段が歳出になっております。補正額は、歳入歳出とも419万3,000円、合計といたしまして1億6,019万3,000円でございます。

1枚はねていただきまして、40ページ、歳入の内訳でございます。

款項目とも繰越金、補正額419万3,000円、節、繰越金でございます、28年度からの繰越金でございます。

41ページをお願いします。

41ページ、歳出の内訳でございます。

款項目とも後期高齢者医療広域連合納付金、補正額419万4,000円。全額一般財源でございます。節区分、負担金、補助及び交付金の負担金419万4,000円でございます。こちらは、平成28年度決算の確定に伴いまして、後期高齢者医療広域連合に納付するものでございます。

表の下段、款項目とも予備費でございます。減額の1,000円、こちらは負担金の財源調整のため減額をお願いするものでございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第39号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第39号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたしまして、11時から再開をいたしますので、よろしく願いいたします。

(午前10時52分 休憩)

(午前11時00分 再開)

議長 再開をいたします。

議長 日程第12、認定第1号 平成28年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第13、認定第2号 平成28年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第14、認定第3号 平成28年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第15、認定第4号 平成28年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について、日程第16、認定第5号 平成28年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、日程第12、認定第1号から日程第16、認定第5号までを一括議題とすることに決定し、これを議題といたします。

一般会計歳入歳出決算の認定について、これより順次説明を求めます。提案説明を求めます。

会計管理者兼税務課長 堀芳弘君。

会計管理者兼税務課長 ただいま上程されました5つの認定案件につきまして、朗読並びに御説明を申し上げます。

認定第1号 平成28年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について。

平成28年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付するものとする。

平成29年9月8日提出、安八郡安八町長。

認定第2号 平成28年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成28年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付するものとする。

平成29年9月8日提出、安八郡安八町長。

認定第3号 平成28年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成28年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付するものとする。

平成29年9月8日提出、安八郡安八町長。

認定第4号 平成28年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について。

平成28年度安八郡安八町水道事業会計決算を別冊のとおり認定に付するものとする。

平成29年9月8日提出、安八郡安八町長。

認定第5号 平成28年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成28年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付するものとする。

平成29年9月8日提出、安八郡安八町長。

内容につきましては、別冊の決算附属書類にて御説明申し上げますので、表紙の薄い黄色の決算附属書類のほうをお願いいたします。

表紙から2枚はねていただきまして、2ページ、3ページをお願いしたいと思います。

平成28年度一般会計及び特別会計実質収支に関する説明書でございます。

一般会計でございます。

歳入総額65億7,083万170円、歳出総額62億4,660万5,007円、差引額3億2,422万5,163円。このうち、繰越明許費といたしまして2,561万1,000円でございます。また、法第233条の2の規定によります基金繰入額は1億900万円でございます。

国民健康保険特別会計でございます。

歳入総額19億1,913万2,995円、歳出総額18億4,037万3,488円、差引額7,875万9,507円。うち、法第233条の2の規定によります基金繰入額は2,300万円でございます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計でございます。

歳入総額1億5,144万9,826円、歳出総額1億4,725万5,826円、差引額419万4,000円でございます。

水道事業会計でございます。

歳入総額で1億9,086万8,810円、減価償却費を含みます歳出総額といたし

ましては1億6,750万5,039円、差し引きといたしまして2,336万3,771円でございます。

公共下水道事業特別会計でございます。

歳入総額8億1,702万3,703円、歳出総額8億48万943円で、差し引き1,654万2,760円でございます。うち、法第233条の2の規定によります基金繰入額は1,100万円でございます。

1枚めくっていただきまして、4ページ、5ページをお願いしたいと思います。

平成28年度における主要な施策の成果に関する説明書でございます。

この主要な施策の成果につきましては、歳入歳出の決算内容と関連がございますので、各委員会のほうにて御説明申し上げます。

飛びまして、66、67ページのほうをお開き願いたいと思います。

財産に関する調書でございます。

1の公有財産でございます。(1)の土地及び建物の関係でございます。単位は平方メートルでございます。

土地、建物ともに決算年度中の増減はございません。土地についてでございますが、決算年度末の現在高といたしましては25万623平方メートルでございます。木造の建物といたしましては、決算年度末の現在高で4,339平方メートル。非木造の建物といたしましては、5万5,661平方メートルでございます。

続きまして、(2)の有価証券でございます。こちらにつきましては、単位は1,000円でございます。

有価証券におきましては、決算年度中の増減高はございません。決算年度末の現在高といたしまして870万円でございます。

続きまして、3の物権でございます。単位は平方メートルでございます。

決算年度中の増減高といたしまして、1,500平方メートルの増、これにつきましては、結神社東側のふれあい広場の土地の関係でございます。決算年度末現在高といたしまして、4万8,971平方メートルでございます。

(4)の出資による権利でございます。単位は1,000円でございます。

決算年度中の増減高でございますが、上から2段目の県信用保証協会出捐金でございます。1万円の増ということで、決算年度末の現在高といたしま

して、合計で967万8,000円でございます。

1枚めくっていただきまして、68ページのほうをお願いいたします。

2の物品でございます。

区分といたしまして、軽貨物自動車から消火・通報訓練指導車まででございますが、決算年度中の増減高といたしましては、上から2段目の軽乗用車でございますが、個人からの寄附金によりまして福祉車両を購入し、1台の増となっております。

続きまして、上から9段目のブルドーザーの関係でございます。

最終処分場に置いておりますブルドーザーでございますが、経年劣化によりまして廃棄処分をしております。また、その下の消防車でございますが、1台をリース契約等したことによりまして、1台の減となっております。

合計といたしまして、1台の減ということでございまして、決算年度末の現在高につきましては、合計いたしまして44台の保有ということでございます。

続きまして、69ページの基金の関係でございます。こちらにつきましては、単位は1,000円でございます。

区分といたしまして、財政調整基金でございます。

決算年度中の増減高といたしまして、5,811万1,000円の減でございます。

地域福祉基金につきましては14万1,000円の増、1つ飛びまして、スマートインターチェンジ建設基金、またふるさと基金につきましては、いずれも決算年度中の増減高といたしましてはスマートインターチェンジが8,562万2,000円の減、ふるさと基金につきましては177万円の減となっております。

公共下水道事業整備基金でございます。1,600万円の増。国民健康保険基金につきましては、6,357万3,000円の増となっております。

3行飛びまして、教育振興基金でございます。28年度に個人の方から指定寄附金によるものでございまして、図書購入後の残り分の15万円を基金に積み立てたものでございます。

決算年度中の増減高につきましては6,563万9,000円の減でございまして、決算年度末の現在高といたしましては6億5,098万8,000円でございます。

次に、4の貸付金でございます。

こちらにつきましても、単位は1,000円でございます。決算年度中の増減

高はございません。

1枚はねていただきまして、70ページ、71ページのほうをお願いいたします。

平成27年度・28年度の款別決算額の比較表でございます。

歳入の関係でございます。

款の町税でございます。当初以下、2行目に年度でございます。上段が27年度、下段が28年度となっております。収入済額の関係でございますが、28年度におきましては21億9,787万2,575円でございます。また、不納欠損につきましては779万494円でございます。

未収入額にいたしましては9,192万2,360円で、ほかに下から2行目になりますが、12の分担金及び負担金でございます。6万75円。この関係につきましては、空中防除の受益者負担金の未収となったものでございます。

一番下の行でございます。13の使用料及び手数料でございます。

未収入額7万1,566円につきましては、町営住宅の使用料、また河川占用料の関係で未収となったものでございます。その他の関係につきましては、全額収納しております。

72、73ページをお願いいたします。

歳入を合計いただきまして、収入済額といたしましては65億7,083万170円でございます。前年に対しまして6,950万1,826円の増でございます。また、不納欠損額につきましては779万494円、未収金につきましては9,205万4,001円でございます。

1枚はねていただきまして、74、75ページをお願いいたします。

歳出の関係でございます。

一番下の合計欄でございます。支出済額の合計といたしまして、28年度分62億4,660万5,007円で、前年に対しまして9,817万9,000円の増となっております。

1枚はねていただきまして、76ページのほうをお願いいたします。

町税の決算額の推移の関係でございます。

区分の款の町税でございます。28年度の前年比増減額でございますが、マイナスの786万5,337円でございます。前年比増減割合といたしまして、99.6%となっております。

続きまして、77ページのほうでございます。

社会保障4経費、その社会保障施策に要する経費の関係でございます。

消費税が5%から8%に引き上げられたことによりまして、引き上げ分のうち地方消費税の収入につきまして、社会保障の4経費であります年金、医療、介護、少子化対策の経費、またその他社会保障施策ということで、社会福祉、社会保険、保健衛生に関する施策に要する経費に充てるものとされておりまして。

表の右半分の、財源内訳の右から2列目の一般財源のところ、引き上げ分の地方消費税（社会保障財源分の市町村交付金）のところでございますが、この列がこの関係をあらわしている項目でございます。

左側の、保健衛生の中の福祉医療事業、2つ飛びまして、予防事業、母子保健事業、成人保健事業に消費税の引き上げ分を全額充てていることを示した表でございます。

78ページのほうをお願いいたします。

28年度一般会計歳入歳出決算説明書の概要でございます。

まず、歳入の関係でございます。

特定財源につきましては、会期中に開催されます各委員会のほうで御説明させていただきますので、一般財源についてのみ御説明をさせていただきます。

款の町税、項の町民税から項のたばこ税まで合わせまして、収入済額21億9,787万2,575円でございます。

なお、不納欠損額といたしまして個人の町民税につきましては452万2,000円、法人町民税につきましては10万1,000円を欠損処分しております。また、固定資産税につきましては、不納欠損額といたしまして287万4,000円、軽自動車税につきましては29万3,000円をそれぞれ不納欠損処分をいたしておるところでございます。

次に、款の02地方譲与税でございます。節の地方揮発油譲与税、また自動車重量譲与税を合わせまして、収入済額は8,626万9,000円でございます。

右のページに参りまして、款節ともに利子割交付金でございます。収入済額といたしまして259万円でございます。

続きまして、款節ともに配当割交付金でございます。収入済額661万1,000

円。

款の株式等譲渡所得割交付金につきましては、333万9,000円でございます。

款の地方消費税交付金につきましては、地方消費税交付金と社会保障財源交付金を合わせまして2億3,290万4,000円でございます。

ゴルフ場利用税交付金につきましては、538万590円となっております。

自動車取得税交付金につきましては、1,975万3,000円でございます。

地方特例交付金でございます。894万9,000円。

また、地方交付税につきましては、12億2,621万2,000円でございます。これにつきましては、普通交付税と特別交付税を合わせて収入いたしております。

続きまして、交通安全対策特別交付金でございます。245万1,000円でございます。

12の分担金及び負担金から83ページまで飛びまして、15の県支出金につきましては特定財源でございますので、各委員会のほうで説明をさせていただきます。

86ページのほうをお願いしたいと思います。

16の財産収入でございます。節の利子及び配当金で、収入済額といたしまして84万4,163円でございます。一般財源につきましては、スマートインターチェンジ建設基金を除きます地域福祉基金、財政調整基金、減債基金、東海旅客鉄道(株)他の配当金で合わせまして587万円でございます。

節の土地貸付収入でございます。156万5,742円。これにつきましては、法人6社からの賃貸料でございます。

節の土地売払収入でございます。4,594万7,173円につきましては、中地内の土地の売買収入でございます。

款の17寄附金でございます。節の一般寄附金でございます。収入済額122万7,834円につきましては、1団体、または個人4名からの寄附金でございます。

下から3行目になります。款の18繰入金でございます。節の財政調整基金繰入金でございます。収入済額2億4,284万2,000円となっております。

右のページに参りまして、款の19繰越金でございます。節の繰越金で、収入済額1億8,464万8,337円。これにつきましては、平成27年度からの純繰越

額でございます。節の繰越明許繰越金につきましては、1,825万4,000円でございます。

款の20諸収入でございます。1の延滞金でございます。収入済額138万4,215円につきましては、町税の延滞金でございます。節の預金利子でございます。2万7,304円、歳計現金の利息となっております。

一番下の枠でございます。節の03雑入の関係でございます。収入済額で1億2,610万5,286円でございます。このうち、一般財源の中で一番大きいものにつきまして説明をさせていただきます。総務課のところでございます、県市町村振興協会市町村交付金でございます。市町村の振興発展の助成といったしまして交付されたものでございます。

1枚はねていただきまして、89ページのほうをお願いいたします。

款の21町債でございます。節の臨時財政対策債でございます。収入済額2億7,380万円で、西美濃農業協同組合から3年据え置き15年償還で借り入れをいたしましたものでございます。

1枚はねていただきまして、90ページのほうをお願いしたいと思います。歳出の関係でございます。

歳出につきましては、各委員会のほうで説明させていただきますので、省略をさせていただきます。

飛びまして、120ページのほうをお願いいたします。

一般会計の性質別内訳及び科目別内訳の関係でございます。

下から3行目、4行目で、前年度合計と28年度の合計との決算額を比較いたしまして、大きく増減のあった項目のみ御説明申し上げます。

まず、左から3行目になりますが、物件でございます。前年度に対しまして7,104万7,000円の減でございます。率にして6.9%の減となっております。これにつきましては、平成27年度にございましたプレミアム商品券の発行が28年度はございませんでしたので、減となったものでございます。

120ページの一番右の列の普通建設事業費でございます。8,193万6,000円、率で8.4%の増となっております。スマートインターチェンジ建設に伴います事業の増によるものでございます。

121ページの右から4列目の繰出金の関係でございます。4,121万3,000円、率で5.3%の増となっております。国民健康保険会計、また後期高齢者医療

特別会計、安八郡広域連合への繰り出し、また負担金の増によりまして増となったものでございます。

1枚はねていただきまして、122ページのほうをお願いいたします。

経常的需用費の対前年度増減の状況でございます。

一番下の合計額でございますが、経常的費用計といたしまして、28年度1億8,714万円で、対前年438万1,000円、率にいたしまして2.3%の減となっております。

1枚はねていただきまして、124、125ページをお願いいたします。

地方債の状況でございます。

区分でございます1の一般公共事業債から9の臨時財政対策債まで、それぞれの目的に応じまして借り入れを行っているものでございます。

下段の合計欄について御説明を申し上げます。

決算年度中の発行高につきましては、6億2,690万円でございます。決算年度中の元利償還高といたしまして、元金につきましては6億6,558万4,000円を償還しております。また、利子につきましては4,290万4,000円を支出いたしておるところでございます。決算年度末現在高といたしましては、57億7,150万8,000円でございます。

以上が、一般会計の関係でございます。

続きまして、特別会計の関係を御説明申し上げます。

128ページのほうをお願いしたいと思います。

特別会計におきましては、金額の大きいものについてのみ説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

まず、平成28年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算説明書の概要でございます。

歳入の関係でございます。

保険料の現年度分につきましては、3億7,863万9,000円でございます。医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護給付費分を合わせて徴収をいたしたところでございます。滞納繰越分についても同様でございます。852万3,000円を収入いたしております。

国庫支出金でございます。3億2,071万9,000円。療養給付費交付金につきましては4,762万2,000円、前期高齢者交付金といたしましては5億2,943万

6,000円を収入いたしております。

1つ飛びまして、共同事業交付金でございます。3億6,015万9,000円でございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金と基金から繰り入れをしております、合計で1億6,447万6,000円となっております。

続きまして、右側の歳出の関係でございます。

保険給付費でございます。そのうち、療養諸費といたしましては9億6,368万1,000円、また高額療養費といたしまして1億3,684万円でございます。後期高齢者支援金といたしまして2億208万6,000円、共同事業拠出金につきましては3億6,009万4,000円でございます。

歳入歳出差引額といたしまして7,876万円でございます、うち2,300万円を基金に繰り入れております。

1枚はねていただきまして、130、131ページをお願いいたします。

国民健康保険料に係ります加入状況の関係でございます。

左側の二重丸になっております上から3つ目でございますが、保険料の状況でございます。

130ページのほうが一般被保険者、131ページのほうが退職被保険者の関係でございます。

保険料の現年度分でございます。一番右側に収納率が記載してございます。下側が28年度の関係でございます、一般被保険者におきましては94.6%、また退職被保険者につきましては95.9%となっております。

滞納繰越分につきましては、一般被保険者分が17.6%、退職被保険者につきましては46.6%となっております。

また、一般会計の滞納繰越分につきましては、不納欠損額といたしまして812万7,675円、退職被保険者分といたしまして4,400円をそれぞれ欠損処分しておるところでございます。

2枚はねていただきまして、134ページのほうをお願いしたいと思います。

平成28年度の後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算説明書の概要でございます。

まず、歳入の関係でございます。

保険料でございますが、現年度分につきましては、特別徴収分と普通徴収

分合わせまして収入額といたしまして1億176万8,000円でございます。また、繰入金につきましては3,860万円でございます。

続きまして、歳出の関係でございます。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、1億3,822万4,000円となっております。

歳入歳出差引額といたしまして、419万4,000円でございます。

次に、右側の関係でございますが、加入状況の関係を載せさせていただいております。

上から3つ目の二重丸でございます、保険料の状況でございます。

一番右の収納率の関係でございますが、28年度におきましては99.6%、滞納繰越分におきましては30.8%でございます。また、後期高齢者医療特別会計におきましては不納欠損はございません。

2枚はねていただきまして、138ページのほう、水道事業会計のほうをごらんいただきたいと思っております。

138ページでございます。平成28年度水道事業会計決算説明書の概要の関係でございます。こちらにつきましては、単位は円でございます。

まず、上側の事業収支の関係でございます。

左側の水道事業収益の関係でございますが、営業収益の給水収益1億6,965万3,530円から営業外収益の長期前受金戻入1,366万5,279円まで、収益の合計といたしまして1億9,086万8,810円でございます。

続きまして、中央の水道事業費用の関係でございます。

営業費用の原水及び浄水費1,593万938円から営業外費用の消費税1,002万1,300円まで、合計いたしまして1億3,389万9,892円で、事業収支の残高につきましては、5,696万8,918円の純利益ということでございます。

次に、下段のほうの資本的収支の関係でございます。

資本的収入はございません。

中央の資本的支出につきましては、建設改良費、また企業債償還金と合わせまして3,360万5,147円で、資本的収支といたしましては、マイナスの3,360万5,147円でございます。

事業収支と資本的収支を合計いたしまして、2,336万3,771円の利益ということでございます。

続きまして、下の表でございます。

企業債の状況でございます。

こちらにつきまして、決算年度中の発行高はございません。決算年度中の元利償還高の元金でございますが、3,273万円償還しております、決算年度末の現在高につきましては、6億2,615万円でございます。

1枚はねていただきまして、140ページのほうをお願いいたします。

平成28年度の公共下水道事業特別会計歳入歳出決算説明書の概要でございます。

まず、歳入の関係でございます。

分担金及び負担金の受益者負担金でございます。収入額といたしまして1,009万6,000円でございます。また、不納欠損額といたしまして39万7,000円を欠損処分しております。

続きまして、使用料及び手数料でございます。使用料といたしまして2億5,011万5,000円でございます。また、不納欠損額といたしまして243万2,000円を欠損処分いたしております。

収納率といたしまして、現年度分で98.1%、過年度分につきましては12.4%となっております。

国庫支出金でございます。275万円。また、繰入金につきましては一般会計と基金のほうから繰り入れをいたしております。

続きまして、右側の歳出の関係でございます。

公共下水道建設費といたしまして、5,866万7,000円。

浄化センター管理費につきましては1億4,542万8,000円。

また、公債費につきましては、元金及び利子と合わせまして5億9,638万6,000円でございます。

歳入歳出の差引額といたしまして1,654万3,000円でございます、うち1,100万円を基金へ繰り入れをいたしております。

下の表でございます。地方債の状況でございます。

決算年度中の発行高といたしまして1億8,500万円。決算年度中の元利償還高の元金につきましては、4億5,229万9,000円を償還いたしております。決算年度末の現在高といたしましては、67億329万3,000円でございます。

以上、簡単ではございますが、28年度の決算の説明とさせていただきます。

よろしく御審議賜りますよう、お願いをいたします。

議長 ここで、監査報告を求めます。

監査委員 安井忠君。

4 番 監査報告を行います。

平成28年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算、平成28年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成28年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、平成28年度安八郡安八町水道事業会計決算、平成28年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、8月28日、29日の両日にわたり清監査委員と私で監査いたしました結果を報告させていただきます。

決算の審査に当たりましては、町長が提出されました平成28年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに財産に関する調書につきまして、予算の執行は議会の決議の趣旨に添い適正・効率的に執行されているか、決算の計数は正確であるか、財産の取得、管理及び処分は適正に行われているかを主眼とし、関係諸帳簿を調査、照合するとともに、例月実施した出納検査の結果を踏まえ、慎重に審査いたしました。

審査の結果、予算の執行は議会の決議の趣旨に添い、事業につきましては、第5次総合計画及び実施計画に基づき、適正かつ効果的に実施されていることを確認いたしました。なお、財産についても適正に管理されておりました。

現金の管理は、地方自治法施行令第168条の6項の規定のとおり確実に適正運用されており、歳入金及び歳出金の取り扱いにおいても、町の条例・規則で指定された金融機関において適正に処理されております。

以上、全ての事項につきまして、適正かつ正確に処理されていることを認めます。

本審査を終え、以下のことを要望いたします。

お金の使い道に、もっとシビアになっていただきたい。町民の税金を使うという意識を持って支出にも厳正にされたい。公務員としての自覚は全町民に公平であるべきであり、基本的な態度「悪は許されない」という意識を持って行政に臨んでいただきたい。

予算規模が一度膨らむと削減は非常に難しいが、税収が伸びない現状において、それを踏まえ、さらに努められたい。

また、平成28年度財政健全化判断比率を含め、財政関係指標につきましても審査いたしました。いずれも現状では健全な範囲ではありましたが、弾力性ある財政とは言いがたいものです。より一層の改善を進めていただくことを要望いたします。

以上で、監査報告を終わらせていただきます。

議長 ただいま議題となっております認定第1号から認定第5号までは、会期内の各常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第5号までは、会期内の各委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

お諮りします。

各委員会での審査のため、9月9日から9月20日までの12日間を休会したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。よって、9月9日から9月20日までの12日間を休会することに決定をいたしました。

以上で、本日の日程を全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会をいたします。

なお、9月21日は午前10時から本会議を開きますので、議場にお集まりください。まずは最初に一般質問を行い、続いて議案の審議を行いますので、御了承をよろしくお願いいたします。

それでは、御苦労さんでございました。

(散会時間 午前11時45分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年9月8日

議 長 山 中 美 恵 子

議 員 大 平 文 雄

議 員 岩 田 讓 治